

公益財団法人アジア成長研究所研究委員会規程

平成28年4月1日
内部規程第12号

(設置)

第1条 この規程は、公益財団法人アジア成長研究所における研究活動上の不正の防止及び対応に関する規程（規程第23号）第6条第2項及び公益財団法人アジア成長研究所公的研究費取扱規程（規程第26号）第8条第1項に基づき設置するアジア成長研究所研究委員会（以下、「委員会」という。）について定める。

(目的)

第2条 委員会は、公益財団法人アジア成長研究所における研究倫理の遵守及び研究費の円滑な運営・管理を図るため、次の各号に掲げる事項について審議することを目的とする。

(1) 研究倫理に関する事項

① 研究倫理教育の企画・改善

(2) 研究費の不正に関する事項

① 不正防止計画の企画・推進、実施状況のとりまとめ

② 不正防止研修の企画・改善

③ 研究費の取扱いルールに関する事項

④ 研究費の監査に関する事項

(委員会の組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 所長（統括管理責任者）

(2) 研究部長（研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者）

(3) 事務局長

(委員の任期)

第4条 前条第1号から第3号の任期は、当該職位に在任する期間とする。

(委員以外の者の出席)

第5条 統括管理責任者は委員長を務める。委員会には、委員のほか委員長の了承を得て、必要と認める者を出席させることができる。

(会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、一会計年度に1回以上開催する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事長が行う。

付 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。